

## ハローワークの求職者に対するリーフレット配付等 募集要項

### 1. 趣旨

日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「（ハローワークの）求職者が民間人材ビジネスの活用を希望する場合の円滑な誘導支援を速やかに開始する」とされたことを受け、厚生労働省においては、民間の職業紹介事業者及び労働者派遣事業者から各社のサービス内容等を記載したリーフレットを公募し、平成 25 年 11 月下旬から順次、ハローワークにおいて民間人材ビジネスの活用を希望する求職者の方々に対して各社のリーフレットを配付すること等の取組を実施してきましたが、この度、新たにリーフレットの平成 28 年 4 月 1 日からの配付を希望する事業者の募集を行うこととしました。

### 2. 応募資格

次のいずれにも該当する企業

- ① 有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業並びに労働者派遣事業の許可を有する又は届出をしていること。
- ② 応募時点において、業務停止命令等の行政処分を受けていないこと。

### 3. 応募先・問い合わせ先

各都道府県労働局が応募の受付窓口です。担当部署や連絡先は別紙 1 のとおりです。

※注意：本社所在地に関係なく、各都道府県内のハローワークでのリーフレットの配付を希望する企業から、各都道府県労働局において応募を受け付けるものです。このため、複数の都道府県内のハローワークでのリーフレットの配付を希望する場合には、希望するそれぞれの都道府県労働局に応募する必要があります。

### 4. 応募期間

平成 28 年 2 月 29 日（月）から 3 月 11 日（金）

※ 郵送の場合は、応募期間の最終日の消印まで有効とする。また、FAX の場合は応募期間の最終日の受信分まで有効とする。

※ 上記の期間の終了後においても、各社からの応募があった場合には受付を行い、各月の 10 日（休日の場合は翌営業日）までに受付を行ったものについて、翌月の 1 日（休日の場合は翌営業日）から配付を行う。

## 5. 応募方法

- (1) 応募は企業（法人）単位とし、職業紹介事業又は労働者派遣事業別に応募してください。なお、職業紹介事業及び労働者派遣事業の両事業を応募いただいても差し支えありません。
- (2) 各企業とも登録用紙を記入の上、必要書類（リーフレット、同意書及び事業許可証等（写））とともに、持参、郵送又はFAXにて上記3「応募先・問い合わせ先」にご提出ください。応募書類の詳細につきましては、下記「6. 応募書類」をご確認ください。
- (3) 登録用紙及び同意書は、厚生労働省又は労働局のホームページからダウンロードした用紙を使用していただくほか、上記3「応募先・問い合わせ先」でも配布しています。

## 6. 応募書類

- (1) 応募書類は、①登録用紙（別紙2）、②リーフレット（別紙3参照）、③同意書（別紙4）、④事業許可証等（写）の4種類になります。なお、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成27年法律第73号。以下「派遣法」という。）の施行日である平成27年9月30日時点で届出により特定労働者派遣事業を営んでいる事業者においては、④の書類として、派遣法第一条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第18条に規定する書類の写しを提出してください。

なお、職業紹介事業及び労働者派遣事業の両事業での応募を希望する場合においては、①及び③の書類は1枚の提出で可とします。

- (2) 上記②リーフレットについては、職業紹介事業又は労働者派遣事業ごとに、各社で作成したものをご提出ください。また、リーフレットの作成に当たっては、以下の注意事項に基づき作成ください。

### <リーフレットの作成に当たって>

リーフレットの作成については、必須項目を必ず記載の上、提出規格に沿った形で  
の作成をお願いします。それ以外の内容については、任意項目の記載を含め各社の自  
由とします。

### 《記載項目》

(必須項目) ①企業(法人)名、②事業許可番号等、③ホームページアドレス、④事  
業所所在地、⑤事業所連絡先、⑥担当部署・担当者名、⑦サービス内容、⑧  
取扱職種、⑨特徴的な取組、⑩利用手続き(事業所へのアクセス方法含む)

※ ④～⑦、⑨、⑩は、実際にサービスを提供する事業所のものを記載してください。なお、法  
令に基づき手数料等を徴収することがある場合やサービス内容によって有料の場合には⑨に  
必ず記載ください。

※ 取扱職種以外にも特定の対象者に限定した事業を展開している場合には、⑦に記載ください。

(任意項目：記載例) ⑪～⑬：職業紹介事業者／⑭～⑰：労働者派遣事業者

⑪取扱求人数・取引先企業数、⑫取扱求人の最高賃金額と最低賃金額、⑬職業  
紹介優良事業者認定のマーク等(認定されている場合に限る)、⑭派遣労働者数、  
派遣先数、⑮マージン率、平均料金額、平均賃金額、⑯教育訓練に関する事項  
⑰優良派遣事業者認定のマーク等(認定されている場合に限る)

### 《提出規格》

- ・ リーフレットの大きさは、日本工業規格A列4番(A4サイズ)とします。
- ・ リーフレットの枚数は2枚までとし、1枚目を表面・2枚目を裏面として取り扱  
わせていただきます。なお、2枚目がある場合には、必須項目は必ず1枚目に記載  
してください。
- ・ 1枚目の右上に「職業紹介事業者」又は「労働者派遣事業者」と記載するととも  
に、右下にリーフレット作成年月日を記載してください。
- ・ 必須項目の項目名、記載順の変更は不可とします。
- ・ 白黒印刷でも文字等の識別が出来るよう、色彩の明度等を配慮してください。
- ・ 就職支援とは関係のない事業に関する内容(例えば、商品等の宣伝)や法令等に  
抵触するおそれのある内容の記載は一切ご遠慮ください。
- ・ 郵送での応募の場合、印刷したリーフレットを同封ください。また、持参・郵送  
又はFAXにて一度やりとりをした後、メールにて応募する場合、ファイル形式は  
PDFファイルとします。

## 7. 応募後の流れ

- (1) 応募書類について、労働局において審査した後、応募を受理した企業につきましては、本取組の受理番号及び今後の手続きについて連絡させていただきます。受理番号等の連絡は応募締め切り日（3月11日）から10日以内を目途に労働局から登録用紙に記載された貴社の担当者宛にさせていただきます。なお、書類に不備等があり受理できない場合などについては、随時その旨を同担当者宛に連絡します。
- (2) 受理番号の連絡を受けた企業については、受理番号をリーフレットに記載の上、所定の枚数のリーフレット及びリーフレットの電子媒体（PDFファイル）を再度労働局にご提出いただきます。
- (3) 労働局から上記（2）により各企業から提出いただいたリーフレットを管轄区域内の各ハローワークに送付した後、各ハローワークにおいて求職者のうち希望者に対してリーフレットを配付させていただきます。また、ハローワーク内に設置されているインターネット閲覧端末での閲覧も可能となります。

## 8. その他

- (1) 応募書類については、原則返却は行いません。
- (2) 応募書類の審査過程において、リーフレットの修正等をお願いすることがございますのでご了承ください。
- (3) 応募いただいたリーフレットについては、ハローワークで求職者への配付のほか、労働局のホームページにも順次掲載させていただきます。なお、希望に応じて、各都道府県労働局のホームページに各社のホームページのリンクも掲載します。
- (4) 本取組の応募に関して、労働局から貴社に対して連絡等を行う必要がある場合においては、応募書類（登録用紙）に記載いただいた担当者宛にさせていただきますこと事前にご承知ください。
- (5) 本取組は、当面の間、実施する予定ですが、期間途中であっても終了する場合がありますこと事前にご了承ください。

## ハローワークの求職者に対するリーフレット配付 都道府県労働局の応募先・問い合わせ先一覧

労働局名	担当部署	住所	TEL	FAX	HPアドレス
01 北海道	職業安定部職業安定課	〒060-8566 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 (内線3674)	011-738-1061	<a href="http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
02 青森	職業安定部 地方訓練受講者支援室	〒030-8558 青森県青森市新町二丁目4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2000	017-773-5372	<a href="http://aomori-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://aomori-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
03 岩手	職業安定部職業安定課	〒020-8522 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3004	019-604-1533	<a href="http://iwate-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://iwate-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
04 宮城	職業安定部職業安定課	〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8061	022-299-8064	<a href="http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
05 秋田	職業安定部需給調整事業室	〒010-0951 秋田県秋田市山王3-1-7 東カンビル5階	018-883-0007	018-865-6179	<a href="http://akita-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://akita-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
06 山形	職業安定部職業安定課	〒990-8567 山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階	023-626-6109	023-635-0580	<a href="http://yamagata-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://yamagata-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
07 福島	職業安定部職業安定課	〒960-8021 福島県福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024-529-5338	024-536-4200	<a href="http://fukushima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://fukushima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
08 茨城	職業安定部職業安定課	〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31	029-224-6218	029-224-6279	<a href="http://ibaraki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://ibaraki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
09 栃木	職業安定部職業安定課	〒320-0845 栃木県宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第二地方合同庁舎	028-610-3555	028-637-8609	<a href="http://tochigi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://tochigi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
10 群馬	職業安定部職業安定課	〒371-0854 群馬県前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル9階 群馬労働局大渡町分庁舎	027-210-5007	027-210-5103	<a href="http://gunma-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://gunma-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
11 埼玉	職業安定部職業安定課	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクシス・タワー15階	048-600-6208	048-600-6228	<a href="http://saitama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://saitama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
12 千葉	職業安定部職業安定課	〒260-8612 千葉県千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4081	043-202-5140	<a href="http://chiba-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://chiba-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
13 東京	職業安定部職業安定課 職業紹介第一係	〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎12階	03-3512-1655	03-3512-1565	<a href="http://tokyo-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://tokyo-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
14 神奈川	職業安定部職業安定課	〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	045-650-2800	045-650-2804	<a href="http://kanagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://kanagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
15 新潟	職業安定部職業安定課	〒950-8625 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1	025-288-3507	025-288-3517	<a href="http://niigata-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://niigata-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
16 富山	職業安定部需給調整事業室	〒930-8509 富山県富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階	076-432-2718	076-432-3801	<a href="http://toyama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://toyama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
17 石川	職業安定部職業安定課	〒920-0024 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076-265-4427	076-261-1407	<a href="http://ishikawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://ishikawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
18 福井	職業安定部職業安定課	〒910-8559 福井県福井市春山1丁目1-54	0776-26-8609	0776-27-5320	<a href="http://fukui-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://fukui-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
19 山梨	職業安定部職業安定課	〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11	055-225-2857	055-225-2785	<a href="http://yamanashi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://yamanashi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
20 長野	職業安定部職業安定課 職業紹介係	〒380-8572 長野県長野市中御所1-22-1	026-226-0865	026-226-0157	<a href="http://nagano-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://nagano-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
21 岐阜	職業安定部職業安定課	〒500-8723 岐阜県岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1311	058-245-3105	<a href="http://gifu-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://gifu-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
22 静岡	職業安定部職業安定課	〒420-8639 静岡県静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9950	054-271-9966	<a href="http://shizuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://shizuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
23 愛知	職業安定部職業安定課	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルディング15階	052-219-5505	052-220-0571	<a href="http://aichi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://aichi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
24 三重	職業安定部職業安定課	〒514-8524 三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059-226-2305	059-227-4331	<a href="http://mie-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://mie-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
25 滋賀	職業安定部職業安定課	〒526-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3番10号 滋賀ビル3F	077-526-8609	077-528-5418	<a href="http://shiga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://shiga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
26 京都	職業安定部職業安定課	〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3268	075-241-3264	<a href="http://kyoto-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://kyoto-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
27 大阪	職業安定部職業安定課	〒540-0028 大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル21階	06-4790-6302	06-4790-6307	<a href="http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://osaka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
28 兵庫	職業安定部職業安定課	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14階	078-367-0802	078-367-3852	<a href="http://hyogo-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/home.html">http://hyogo-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/home.html</a>
29 奈良	職業安定部職業安定課	〒630-8570 奈良県奈良市法蓮町377 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0208	0742-32-0225	<a href="http://nara-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://nara-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
30 和歌山	職業安定部職業安定課	〒640-8581 和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎5階	073-488-1160	073-475-0115	<a href="http://wakayama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://wakayama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
31 鳥取	職業安定部職業安定課	〒680-8522 鳥取県鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1707	0857-22-7717	<a href="http://tottori-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://tottori-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
32 島根	職業安定部職業安定課	〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7016	0852-20-7025	<a href="http://shimane-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://shimane-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
33 岡山	職業安定部職業安定課	〒700-8611 岡山県岡山市北区下石井1-4-1(岡山第2合同庁舎3階)	086-801-5103	086-801-4526	<a href="http://okayama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://okayama-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
34 広島	職業安定部職業安定課	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階	082-502-7831	082-502-7825	<a href="http://hiroshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://hiroshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
35 山口	職業安定部職業安定課	〒753-8510 山口県山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0380	083-995-0384	<a href="http://yamaguchi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://yamaguchi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
36 徳島	職業安定部職業安定課	〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階	088-611-5383	088-622-2448	<a href="http://tokushima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://tokushima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
37 香川	職業安定部職業安定課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8922	087-811-8934	<a href="http://kagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://kagawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
38 愛媛	職業安定部職業安定課	〒790-8538 愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5F	089-943-5221	089-941-5200	<a href="http://ehime-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://ehime-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
39 高知	職業安定部職業安定課	〒780-8548 高知県高知市南金田1番39号	088-885-6051	088-885-6064	<a href="http://kochi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://kochi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
40 福岡	職業安定部需給調整事業課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 本館1階	092-434-9711	092-434-9771	<a href="http://fukuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://fukuoka-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
41 佐賀	職業安定部職業安定課	〒840-0801 佐賀県佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎 六階	0952-32-7216	0952-32-7223	<a href="http://saga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://saga-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
42 長崎	職業安定部職業安定課	〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0040	095-801-0041	<a href="http://nagasaki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://nagasaki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
43 熊本	職業安定部職業安定課	〒860-8514 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1703	096-323-3663	<a href="http://kumamoto-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://kumamoto-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
44 大分	職業安定部職業安定課	〒870-0037 大分県大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル3F	097-535-2090	097-535-2091	<a href="http://oita-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://oita-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
45 宮崎	職業安定部職業安定課	〒880-0805 宮崎県宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階	0985-38-8823	0985-38-8829	<a href="http://miyazaki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://miyazaki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
46 鹿児島	職業安定部職業安定課	〒892-0847 鹿児島県鹿児島市西千石町1-1 鹿児島第一生命ビル1F	099-219-8711	099-216-9911	<a href="http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://kagoshima-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>
47 沖縄	職業安定部職業安定課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-2-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-1655	098-868-1635	<a href="http://okinawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/">http://okinawa-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/</a>

リーフレット配付等 登録用紙

受理番号	(記入しないでください)
------	--------------

フリガナ				フリガナ			
企業名	(略さずに正式名称を記入してください)			代表者氏名 (役職名)	( )		
フリガナ							
本社所在地	〒	都 道	府 県	区 市	町 村		
担当部署				フリガナ			
				担当者氏名 (役職名)	( )		
TEL	( ) -			FAX	( ) -		
Mail	@						
応募事業 ※希望する事業に○を付すとともに、許可・届出番号を記載ください(両方選択可)。	職業紹介事業	番号	-	-			
	労働者派遣事業	番号	-	-			
ホームページアドレス ※労働局のホームページにリンクの掲載を希望する場合のみ記載ください。							



## リーフレットのイメージ

職業紹介事業者(〇〇-職-△△△△)

企業名:株式会社厚労エージェント (許可番号:〇〇-△-〇〇〇〇〇〇)

ホームページアドレス: http://www.〇〇〇〇.〇.jp

QR  
コード

所在地: 〒100-XXXX 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇〇ビル14階(〇〇本店)

連絡先: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇(本紙を見たとお伝え下さい。)

担当部署・担当者名 ハローワーク事業部(担当:厚労はな子)

※ 上記以外にも各オフィスがございます。他のオフィスの詳細につきましては、裏面をご確認ください。

## 《サービス内容・取扱職種》

- お仕事探しを希望する方に、キャリア・コンサルティングから希望する企業へのご紹介(職業紹介)まで一貫した就職支援を実施。
- 求職者の皆様に料金は一切発生しません(すべて無料です)。
- ITエンジニア等の専門的・技術的職業をはじめ、会計・人事等の事務的職業、営業の職業を多く取り扱っています。
- ××業界や××業界への就職実績が多数あります。



業界に精通した専任がマン・ツー・マンでサポート!

## 《特徴的な取組》

- 面接への同行も実施。**専任のキャリアアドバイザーがあなたの就職をきめ細かくサポート。**
- **託児施設完備。子育て中の方を応援する企業の求人も多数!**



全オフィスに保育士を常駐安心してお仕事探しに専念

## 《利用手続き》

- 当社からのサービスの提供を希望される場合は、当社の各オフィス又はホームページで利用登録をしていただきます。
- お客様の登録が完了した後、会員カードとホームページを利用される際に必要となるID、パスワードを発行いたします。
- お仕事のご紹介等をご希望の方は、当社オフィスまでお越しください。その際、会員カードをご提示いただきますので忘れずにお持ちください。
- 託児施設の利用は先着順となっておりますので、予めご了承ください。



## 実績データ(.....)

取扱求人数	XX,000件	※2016年2月1日現在
取扱企業数	XX,000社	※2016年2月1日現在
取扱求人の賃金額	最高額 X,000,000円 (月額)	※年俸制の場合あり。 ※外貨の場合は2016年2月1日時点での為替レートによる。
	最低額 XX0,000円 (月額)	※年俸制の場合あり。 ※外貨の場合は2016年2月1日時点での為替レートによる。

## 地図

〇〇線〇〇駅から徒歩〇分  
△△線△△駅から徒歩△分

## 同意書

当社は、本応募に当たって、以下の事項について同意します。

1. 応募書類（リーフレット）の内容については、労働局又は公共職業安定所（以下「労働局等」という。）において、必要に応じ、修正を依頼又は修正を加えることがあること。
2. リーフレットに記載されている内容等について、必要に応じ、労働局等から照会や報告依頼を行うことがあること。また、労働局等の判断により、掲載又は配付の取りやめ、一時保留等の措置を講じることがあること。
3. リーフレットに記載されている内容に基づき、貴社への問い合わせやサービス利用の申込み等のあった求職者について、次のとおり対応すること。
  - (1) 貴社の規則等に則し、本人の希望や状況に応じたサービスの提供を行うなど適切な対応すること。
  - (2) 本人が希望した場合を除き、就職支援に係るサービス以外の宣伝や勧誘等（いわゆる「営業活動」）は行わないこと。
  - (3) 当該求職者からの申込み状況等について、可能な限り把握するとともに、労働局等から報告依頼を行うことがあること。
4. リーフレットに記載されている内容等に係る求職者とのトラブルについて、労働局等は一切の責任を負わないこと。また、必要に応じ、求職者とのトラブルについて、労働局等から助言・指導、経過報告依頼を行うことがあること。
5. リーフレットの記載内容に変更が生じた場合、直ちに応募した労働局に申し出ること。なお、この場合において、記載内容の修正の可否等については、申し出内容等により労働局において判断を行うこと。
6. リーフレットの配付終了予定日までの間に、配付を辞退する事由が発生した場合、その理由とともに直ちに応募した労働局に申し出ること。
7. リーフレットの印刷及び労働局へのリーフレット送付に係る費用一切については、貴社で負担すること。
8. 上記の外、今後、必要に応じ、同意事項を追加することがあること。

平成 28 年 月 日

企業名 \_\_\_\_\_

役 職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_（記名押印、又は署名）